

WorkVision®目標管理クラウド サービス利用約款 新旧対照表

(下線部改正)

現行	改訂
<p>第5条（本サービスの最低利用期間） 本サービスの最低利用期間はありませぬ。</p>	<p>第5条（本サービスの利用期間及び利用契約の有効期間） 1.本サービスの利用期間及び利用契約の有効期間（以下、併せて「本サービス利用期間」という）は、契約者に適用されるサービスプラン所定のサービス提供期間とします。 2.前項の定めにかかわらず、本サービス利用期間満了の1カ月前までに、契約者から更新しない旨の書面による申し出がない限り、本サービス利用期間満了日の翌日から起算して本サービス利用期間と同一期間、同一条件で更新されるものとし、以後も期間満了毎に同様とします。 3.サービスプランの種別はサービス仕様書等において別途提示するものとします。</p>
<p>第6条（契約変更） 契約者が、利用ライセンス数の変更等、契約内容の変更を希望する場合、当社所定の方法で変更手続きを行うものとします。</p>	<p>第6条（契約変更） 契約者が、利用ライセンス数の変更等、契約内容の変更を希望する場合、当社所定の方法で変更手続きを行うものとします。なお、本サービス利用期間の途中で利用ライセンス数の変更・追加を行った場合、変更月以降のサービスの利用料等については、月割計算で変更するものとします。</p>
<p>第7条（契約者による利用契約の解約） 契約者は、解約希望日の当月15日までに当社所定の方法で通知することにより、通知された解約日をもって利用契約を将来に向かって解約することができるものとします。なお、契約者は解約日月末にて利用契約が終了するものとします。</p>	<p>第7条（契約者による利用契約の解約） 本サービス利用期間中の途中解約はできません。但し、当社が書面で途中解約に同意した場合に限り、解約月から本サービス利用期間満了までの本サービスの利用料金（以下「サービス利用料」といいます。）相当額のうち未払い分を当社の定める方法により支払う（既に支払い済みの場合は返還しないものとします。）ことで、本サービス利用期間中において途中解約をすることができます。</p>
<p>第9条（約款の変更） 1.当社は、本約款を契約者の承諾を得ることなく変更</p>	<p>第9条（約款の変更） 1.当社は、本約款を契約者の承諾を得ることなく変更す</p>

WorkVision<sup>®</sup>目標管理クラウド サービス利用約款 新旧対照表

(下線部改正)

<p>することがあります。この場合、契約者の利用条件その他の利用契約の内容は、変更後の約款が適用されるものとします。</p> <p>2.前項の規定にかかわらず、本約款の変更により当社の義務を縮減する場合又は、契約者の義務を加重する場合には、30日間の予告期間において変更後の内容を契約者に通知することにより、本約款を変更するものとします。</p> <p>3.前項の場合、契約者は、本約款の変更後に本サービスを利用することにより、変更後の約款に同意したものとみなします。</p> <p>第12条（本サービスの利用料等）</p> <p>1.本サービスの利用料金（以下「サービス利用料」といいます。）と初期費用は、別途当社から提示する料金とします。本サービスの利用料金は月額とします。</p> <p>2.契約者は、サービス利用料を当社が定める方法にて当社が指定する期日までに支払うものとします。なお、決済手段は当社が指定する決済代行会社を使用するものとします。</p> <p>3.契約者が、月の途中で本サービスに申込する場合、初期費用を除く当該月のサービス利用料は無料とします。</p> <p>4.契約者が、月の途中で本サービス契約を終了した場合、当該月のサービス利用料の日割計算は行われぬものとします。</p> <p>5.当社の責めに帰すべき事由によらず本サービスを利用することができなくなった場合であっても、サービス利用料の減額・返還、損害賠償を含め、当社は一切の責任を負わないものとします。</p> <p>6.本サービスを利用するために必要となる通信費等</p>	<p>することがあります。この場合、<u>変更日以降の契約者の利用条件その他の利用契約の内容は、変更後の約款が適用されるものとします。</u></p> <p>2.<u>本約款を変更する場合には、30日間の予告期間において変更後の内容を契約者に通知するものとします。</u> <u>変更後の約款に同意できない契約者は、予告期間中に当社に通知することにより利用契約を解約することができます。</u>この場合、<u>変更月の翌月から本サービス利用期間満了までの受領済みサービス利用料は、契約者に返還するものとします。</u></p> <p>3.<u>契約者が、本約款の変更後に本サービスを利用した場合、変更後の約款に同意したものとみなします。</u></p> <p>第12条（本サービスの利用料等）</p> <p>1. サービス利用料と初期費用は、別途当社から提示する料金とします。<u>サービス利用料は1年単位とし、契約者は第13条（サービス利用料の支払い方法）のいずれかの方法でサービス利用料等を一括前払いするものとします。</u></p> <p>2.契約者は、サービス利用料を<u>第13条に定める方法で指定する期日までに支払うものとします。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>3.当社の責めに帰すべき事由によらず本サービスを利用することができなくなった場合、サービス利用料の減額・返還、損害賠償を含め、当社は一切の責任を負わないものとします。</p> <p>4.本サービスを利用するために必要となる通信費等（電</p>
---	--

WorkVision®目標管理クラウド サービス利用約款 新旧対照表

(下線部改正)

<p>(電話料金を含みます。)は、契約者の負担となります。</p> <p>第13条 (サービス利用料の支払い方法) サービス利用料の支払い方法は、次の決済代行会社のいずれかとし、各社の利用規約に従うものとします。</p> <p>①マネーフォワードケッサイ株式会社 (請求書払い) 当社では、本サービスに関する請求書の発行及び集金代行業務をマネーフォワードケッサイ株式会社に委託します。本サービスを利用する契約者は、サービス利用月の翌月第3営業日を目処にマネーフォワードケッサイ株式会社から電子データ(PDF)にて送付される請求書が到着した後、請求書記載の期日までに、指定の支払方法で支払うものとします。支払方法は口座振替・銀行振込からご選択いただくことができます。なお、銀行振込をご選択の場合、お支払い時の手数料はお客様負担となります。</p> <p>第15条 (遅延損害金)</p>	<p>話料金を含みます。)は、契約者の負担となります。</p> <p>5.消費税額等の税率が税法の改正により変動した場合には、改正以降における消費税等相当額は変動後の税率により計算するものとします。なお、請求方法が年間一括前払い請求等により消費税率が請求時のものと役務提供時のものと異なるときは、契約者に対してその消費税率の変動によって生じる消費税額等の差額を後日請求できるものとし、契約者はこれを支払うものとします。</p> <p>第13条 (サービス利用料の支払い方法) サービス利用料の支払い方法は、次のいずれかとし、<u>決済代行会社の場合は決済代行会社の利用規約に従うものとします。</u></p> <p>①<u>口座振込</u> <u>当社から提示する料金を当社から送付される請求書が到着した後、請求書記載の期日までに指定する金融機関の口座に振込んでお支払いください。お支払い時に必要な振込手数料、送金手数料、その他費用はお客様負担となります。</u></p> <p>②マネーフォワードケッサイ株式会社 (請求書払い) 当社では、本サービスに関する請求書の発行及び集金代行業務をマネーフォワードケッサイ株式会社に委託する<u>場合があります</u>。本サービスを利用する契約者は、サービス利用月の翌月第3営業日を目処にマネーフォワードケッサイ株式会社から電子データ(PDF)にて送付される請求書が到着した後、請求書記載の期日までに、指定の支払方法で支払うものとします。支払方法は口座振替・銀行振込からご選択いただくことができます。なお、銀行振込をご選択の場合、お支払い時の手数料はお客様負担となります。</p> <p>第15条 (遅延損害金)</p>
--	---

## WorkVision®目標管理クラウド サービス利用約款 新旧対照表

(下線部改正)

<p>契約者が債務の支払を遅延したときの遅延損害金、支払方法等は、決済代行会社の利用規約に従うものとします。</p> <p>第20条（本サービス利用に関する責任） 3.契約者は、故意又は過失により当社に対して損害を与えた場合、当社に対して当該損害を賠償するものとします。</p> <p>第28条（損害賠償） 2. 当社は、本規約等に定める義務に違反したことが直接の原因で契約者に現実に生じた通常の損害を賠償する責任を負うものとします。但し、当該賠償の累計総額は、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当該損害の発生日から起算して過去12ヶ月間に契約者が支払ったサービス料金を限度とします。</p> <p>&lt;その他の同意事項&gt; 2.サービス利用料の支払い方法は、次の決済代行会社のいずれかとし、各社の利用規約に従うものとします。</p> <p>附則 第1条（実施期日） 本約款は、2021年2月1日より実施します。</p>	<p>契約者が債務の支払を遅延したとき<u>契約者は、当社に対し、年14.6%の割合による遅延損害金を支払うもの</u>とします。</p> <p>なお、<u>決済代行会社を利用している場合は、決済代行会社の利用規約に従うものとします。</u></p> <p>第20条（本サービス利用に関する責任） 3.契約者は、<u>契約者の責めに帰すべき事由により当社に対して損害を与えた場合</u>、当社に対して当該損害を賠償するものとします。</p> <p>第28条（損害賠償） 2. 当社は、<u>当社の責めに帰すべき事由により本規約等に定める義務に違反したことが直接の原因で契約者に現実に生じた通常の損害を賠償する責任を負うもの</u>とします。但し、当該賠償の累計総額は、当社に故意又は重過失がある場合を除き、<u>債務不履行、不法行為等請求原因の如何にかかわらず当該損害の発生日から起算して過去12ヶ月間に契約者が支払ったサービス料金を限度とします。</u></p> <p>&lt;その他の同意事項&gt; 2.サービス利用料の支払い方法は、次の決済代行会社を利用した場合、<u>決済代行会社の利用規約に従うもの</u>とします。</p> <p>附則 第1条（実施期日） 本約款は、2021年<u>7月20日</u>より実施します。</p>
--	---